議案第２６号　小松島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

水道料金納入済証明書の発行について、発行手数料を徴収する規定を追加するもの。

小松島市水道事業給水条例(平成10年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
（手数料）	（手数料）	
第33条　手数料は，次の各号の区別により消費税を加算し，申込者から申込みの際，これを徴収する。	第33条　次の手数料は，各号の区分により消費税を加算し，申込者から申込みの際，これを徴収する。	改正
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	
	2　水道料金納入済証明書発行手数料は，1件につき350円を申込者から徴収する。	追加
（給水の停止）	（給水の停止）	
第37条　市長は，次の各号の一に該当するときは，水道の使用者に対し，その理由の継続する間，給水を停止することができる。	第37条　市長は，次の各号の一に該当するときは，水道の使用者に対し，その理由の継続する間，給水を停止することができる。	
(1)　水道の使用者が，第6条の工事の費用，第25条の料金又は第33条＿＿＿の手数料を指定期限内に納入しないとき。	(1)　水道の使用者が，第6条の工事の費用，第25条の料金又は第33条第1項の手数料を指定期限内に納入しないとき。	追加
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）	